

伊契第21号
令和3年6月10日

伊勢崎市長 臂 泰 雄
(財政部契約検査課)

下請負等への市内業者活用促進について (お願い)

伊勢崎市では、本市経済の活性化や市内業者の育成・振興及び地域雇用の促進を図る観点から、原則として市内業者を優先とする入札を執行しています。

この市内業者優先による入札・契約については、本市経済の活性化に所定の成果を収めているものと考えております。

つきましては、本市発注案件を受注された業者各位におかれましても、市内業者優先の観点から次の事項にご配慮いただきたくお願いいたします。

1 下請への市内業者の活用

受注した市発注工事の一部を下請業者に発注する場合は、可能な限り市内業者を活用するように努めてください。

2 建設資材、機械の購入や借入れ等における市内業者の活用

建設資材等の購入や借入れ等をする場合についても、可能な限り市内業者から調達をするように努めてください。

3 下請発注における建設業法等の関係法令の遵守

下請発注に際しては、適正な価格で請け負わせ、また、下請代金の支払を適正な期間に行うなど建設業法等の関係法令を遵守してください。

問合せ 伊勢崎市財政部契約検査課

契 約 係 0270-27-2713

工事検査係 0270-27-2714